

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成22年3月4日（木）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

企画課監査指導室

目 次

< 企 画 課 >

- 1 障害者自立支援法の廃止及び新たな制度の創設に向けた検討について 1
- 2 特別児童扶養手当等について 6
- 3 特別障害給付金制度の周知について 10
- 4 身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加について 13
- 5 障害福祉計画について 14
- 6 障害福祉サービス等の利用状況について 18
- 7 障害者総合福祉推進事業について 23

< 企画課 監査指導室 >

- 1 平成22年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について 24
- 2 平成22年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について 27

<企 画 課>

1 障害者自立支援法の廃止及び新たな制度の創設に向けた検討について

昨年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている。

今後、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

- ・12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
- ・1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。

この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算案においては、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとしている。

これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策
(平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円)
(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)
- 平成19年12月 : 旧与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書
(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)
: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 2月 : 旧与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針
- 平成21年 3月 : 「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出
→同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
- 平成21年 9月 : 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針

連立政権合意等

連立政権合意

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

(2009年9月9日 民主党、社会民主党、国民新党「連立政権樹立に当たっての政策合意」より)

民主党 マニフェスト(抜粋)

- 26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一人としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する。

- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400億円程度

社民党 マニフェスト(抜粋)

再建2 >>いのち セーフティネットを充実

5. 障がい者福祉

- 基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻します。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支えます。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減します。

- 谷間の障がい者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定します。

- 国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。



26. 「障害者自立支援法」を廃止して、
障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

○障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一人としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

○「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。

○わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定

わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置します。推進本部には、障がい当事者、有識者を含む委員会を設け、政策立案段階から障がい当事者が参画するようにします。そして、障がい者施策に関するモニタリング機関の設置、障がい者差別を禁止する法制度の構築、障がい者虐待を防止する法制度の確立、政治・選挙への参加の一層の確保、司法に係る手続における支援の拡充、インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育への転換、所得の保障、移動の自由の権利保障、障がい者への医療支援の見直し、障害対策の法制化など障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案します。

障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一人として共に生活できる社会を目指します。障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、福祉施策については、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象として制度の谷間をなくすこと、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰と地域生活の実現に向けて関連法制度の整備等を進めます。

障がい者制度改革について

～政権交代で実現する真の共生社会～

2009年4月8日

障がい者政策プロジェクトチーム（PT）

第3 障がい者の総合福祉施策の改革推進の方向性

（「障がい者総合福祉法（仮称）」の在り方）

（1） 障がい者の範囲・定義について

「障害者自立支援法」第4条定義を早急に見直し、いわゆる「制度の谷間」と指摘されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害」などを含む定義となることを基本とする。

障がい者等の範囲・定義を見直し、いわゆる「制度の谷間」と言われる福祉サービスの対象外をなくし、幅広く福祉サービスが利用できるようにする。あわせて何らかの障がいにより福祉サービスを必要とする障がい者に「社会参加カード（仮称）」を交付する制度を創設する（現行の手帳制度からの移行が円滑になされるよう経過措置を設ける）。

（2） 利用者負担の在り方

利用者負担については、現行の「定率負担（応能負担）」を廃止し、「応能負担」を基本とする。「応能負担」における負担額の算定については、現行の「世帯単位（家計）」を見直して「個人単位（利用者本人、配偶者を含む）」とする。

福祉サービスにおける利用者負担額と補装具および医療に係る利用者負担額と合算した額が一定の額を超える（高額となる）場合には、特別の負担軽減策を講じる。

（3） サービス利用の支給決定の在り方

現行の「障害者自立支援法」における「障害程度区分」によるサービス支給決定の在り方を抜本的に改め、障がい者等のニーズに基づく認定方法を基本とする。

「障害程度区分認定」は廃止する。「ソーシャルワーカー等調査専門員（仮称）」が、障がい者のサービス利用ニーズ調査を行い、「サービス支給に係るガイドライン（仮称）」に基づいて、サービス利用の支給内容を作成する。当該調査専門員が作成したサービス支給内容を「障がい者サービス委員会（仮称）」（サービス給付の決定を行うための地域における委員会）で決定し、実施機関（市町村等）に指示する。

（4） サービス体系の在り方

サービスを利用する障がい者等の自立と社会参加および自己決定・自己選択の原則にかんがみ、「生活・社会参加サービス支援」として統合する。

「移動支援」は個別給付の対象とする。

現行の「障害者自立支援法」におけるサービス体系を障がい者等の地域における生活、自立と社会参加および自己決定・自己選択の原則にかんがみ、「居住支援（新グループホーム）」（現行のケアホームのように必要な場合に介護支援が受けられるよう柔軟に対応する）として統合する。障がい者にかかる福祉サービス体系は、「障がい者総合福祉法（仮称）」の中に位置付けて、実施主体は市町村（基礎的自治体）が行うものとする。

（5） 事業者の経営基盤の強化

サービス事業者に対する支援の在り方について、現行の日額方式は廃止し、基本は月額方式とする。サービス内容によっては、個別のサービスとして日額方式を取り入れることは排除しない。サービス事業者の経営基盤の強化は、障がい者が個別のサービスを利用する際、安定的な当該サービスの提供に寄与するものであることにかんがみ、施設整備費および人件費等については、それぞれの単価を引き上げて整備することを国が責任を持って行う。

（6） 地域生活支援事業の在り方

障がい者個人の社会参加として利用する日常生活用具の給付等、移動支援については、個別給付のサービス支援（生活・社会参加サービス支援）として位置付ける。

コミュニケーション支援（手話通訳等を行う者の派遣）については、原則無料で行うものとする。

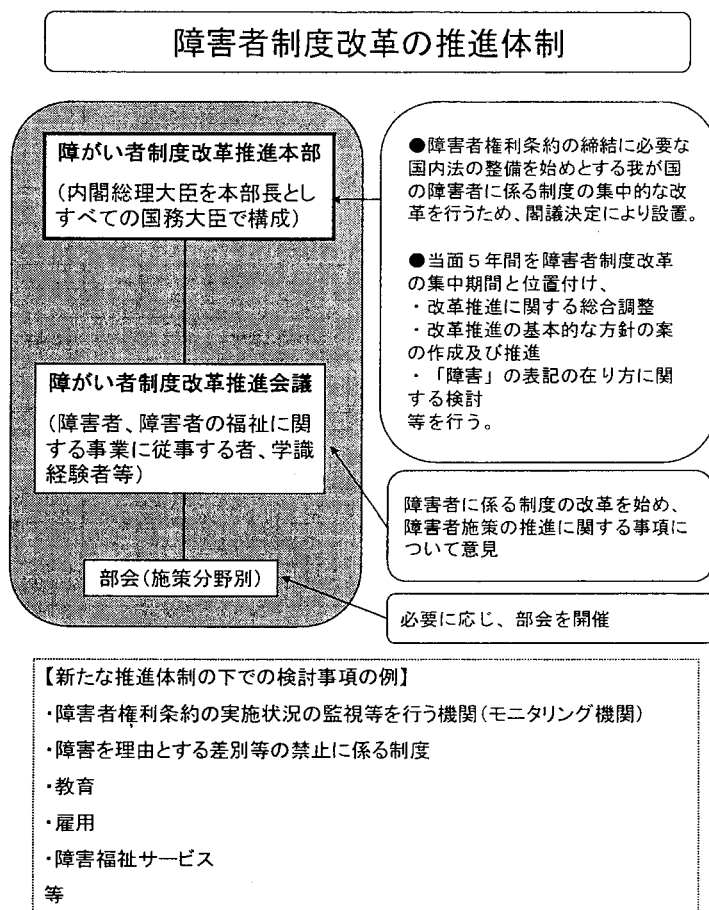
（7） 相談支援の在り方

障がい者等が身近な地域で福祉サービスを選択・利用できる、当たり前前に地域で暮らし、地域の一人として共に生活することができるように、現行の「地域自立支援協議会」を中核として相談事業の体制強化（社会福祉法人やNPO、ピアカウンセリングなど積極的活用）を推進し、あわせて相談窓口や相談員の充実を図る。

（8） 就労支援の在り方

障がい者の自立生活を支援するために、一般就労を促進するとともに、現行の地域自立支援協議会の各地域における体制の充実強化を行い、地域ネットワーク基盤の整備と就労の定着を図る。

一般就労以外の就労的事業（生産施設、福祉工場、更生施設、小規模作業所等）を整理し、現行の「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のうち就労支援にかかわる事業について統合、簡素化するとともに、就労支援体制を強化する方向で検討を加える。



障がい者制度改革推進本部の設置について

平成21年12月8日
閣議決定

- 1 障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
副本部長	内閣府特命担当大臣(障害者施策)
本部員	他のすべての国務大臣
- 3 本部は、当面の5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部(以下「旧本部」という。)は廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。

障がい者制度改革推進会議の開催について

平成21年12月15日
障がい者制度改革推進本部長決定

- 1 障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等のうちから、別に指名する。
- 3 会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議長は、構成員の互選により決定する。
- 5 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、別に氏名する。
- 6 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において処理する。

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
大谷 恭子	弁護士	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
小川 栄一	日本障害フォーラム代表	堂本 暁子	前千葉県知事
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
清原 慶子	三鷹市長	松井 亮輔	法政大学教授
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	山崎 公士	神奈川大学教授
		オブザーバー	
		遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

2 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成22年度の手当額については、平成21年の全国消費者物価指数の下落が対前年1.4%であるため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、平成21年度と同額に据え置かれる予定である。

	(現 行)	(平成22年4月分～)
特別児童扶養手当（1級）	50,750円	→ 据え置き
(2級)	33,800円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,440円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,380円	→ 据え置き
福祉手当（経過措置分）	14,380円	→ 据え置き
(参 考)		
障害基礎年金1級（月額）	82,508円	→ 据え置き
障害基礎年金2級（月額）	66,008円	→ 据え置き

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成21年度事業実績報告及び平成22年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、平成21年における人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、人件費単価が減少したため、以下のとおり改定する予定である。

	20年度		21年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,378円	→	2,346円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,468円	→	1,447円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

① 障害程度の認定事務にあたり

イ 障害程度認定基準に該当しないものを認定していた事例

- ・ 特別児童扶養手当について、診断書の一般状態区分表において「Ⅱ軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」であるものを2級に認定しているもの(人工透析を行っている場合等、一部の例外を除く)
- ・ 特別児童扶養手当について、診断書の一般状態区分表において「Ⅳ身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」を1級に認定しているもの(一部の例外を除く)

- ・ 障害児福祉手当について、心臓疾患用診断書の養護の区分が「(4)継続的医療」で認定しているもの
 - ・ 検査値や所見が基準を満たさないもの
 - ・ 検査値や所見が一般状態区分・養護区分・活動能力の程度・安静度等を裏付けるものとなっていないもの
 - ・ 特別児童扶養手当について臓器移植後1年は従前の等級で認定することとされているが、一年経過後も現在の状態を確認せず引き続き従前の等級で認定しているもの
 - ・ 障害児福祉手当の知的障害の認定において知能障害が最重度でなく問題行動等が特にないものを認定しているもの
- ロ 障害程度認定基準の適用について、総合的判断により障害を認定した場合に判断理由を明確に記録していない事例や判断理由に妥当性を欠く事例
- ハ 特別児童扶養手当について、急性リンパ性白血病や悪性新生物などで発病（治療開始）後まもなく、「傷病が治った」又は「症状が固定した」といえない状態で認定を行った事例
- ニ 特別障害者手当等において、診断書の審査など医学的専門的判断を必要とするにもかかわらず、医師による審査が行われずに認定している事例
- ホ 特別障害者手当等において、障害の程度の軽減が予測されるにも拘わらず、有期認定をしていない事例
- ② 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
- ③ 所得制限限度額を超え支給停止となっている者が、引き続き所得制限限度額を超え支給停止になる場合において、所得状況届の提出が免除されるにも関わらず提出が免除されることを周知せず所得状況届の提出を求めている事例
（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第十二条の三において読み替えて準用する同規則第四条）
- ④ 児童の死亡や施設入所により資格喪失となるべき者に対し、その事実を把握しないまま長期にわたり手当の支給を続けている事例
- ⑤ 増額改定について、額改定請求書が提出されないまま額改定を行った事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成22年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成21年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成22年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成21年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

3 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されている。本制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により各都道府県民生主管部局長あて依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

平成22年度支給額（案）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額50,000円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額40,000円

(別添)

障企発第0807001号
平成18年8月7日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成17年4月1日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成18年5月12日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考1、2の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

（周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(別添)

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

4 身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加について

身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加については、昨年12月24日に身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等を公布するとともに、身体障害認定基準等の通知を発出し、本年4月1日の施行に向けて準備を進めていただいているところである。都道府県・指定都市並びに中核市においては、円滑な事務の遂行をお願いしたい。

なお、肝臓機能障害について身体障害者手帳の交付を受けた者が旅客運賃の割引等の対象に追加されるかどうかについては、現在、関係省庁及び関係団体に協力を要請中である。

(参 考) 平成21年12月24日に公布した政省令及び発出した通知

【政 令】

身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第298号）

【省 令】

身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第157号）

【認定基準】

身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）の一部改正について（障発1224第2号・障害保健福祉部長通知）

【認定要領】

身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）の一部改正について（障企発1224第1号・障害保健福祉部企画課長通知）

【疑義解釈】

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について（障企発1224第2号・障害保健福祉部企画課長通知）

【手続き等】

身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（障発1224第3号・障害保健福祉部長通知）

5 障害福祉計画について

(1) 障害福祉計画の進捗状況等について

障害福祉計画は、平成21年度より第2期計画期間となり、各自治体においては、定められた平成23年度の目標値及びサービス見込量の達成に向けて鋭意取り組まれているところ。

平成23年度末まで残り2年余となったため、各自治体におかれては、これまで以上に計画値の達成に向けてご努力いただきたい。

なお、障害福祉サービス等の全国の進捗状況については、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）における支払データを集計し、以下のとおりまとめたので、自県データと比較する等今後の参考とされたい。

（福祉施設入所者の地域生活への移行状況については、障害福祉課資料を参照されたい。）

(参考1) 障害福祉計画の進捗状況について（全国集計）

① 障害福祉サービス

種類	実績値		障害福祉計画における計画値		
	平成20年度実績	平成21年10月実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	325.8 万時間	331.5 万時間	384.4 万時間	425.7 万時間	482.1 万時間
生活介護	132.9 万人日分 7.4 万人	195.6 万人日分 10.5 万人	204.9 万人日分 10.8 万人	262.7 万人日分 13.8 万人	380.0 万人日分 18.9 万人
自立訓練（機能訓練）	2.9 万人日分 0.3 万人	2.9 万人日分 0.2 万人	5.0 万人日分 0.4 万人	6.3 万人日分 0.4 万人	9.2 万人日分 0.6 万人
自立訓練（生活訓練）	13.2 万人日分 0.8 万人	15.1 万人日分 0.8 万人	21.7 万人日分 1.2 万人	27.3 万人日分 1.5 万人	39.1 万人日分 3.8 万人
就労移行支援	29.8 万人日分 1.6 万人	34.0 万人日分 1.8 万人	39.8 万人日分 2.0 万人	47.4 万人日分 2.4 万人	60.5 万人日分 3.0 万人
就労継続支援（A型）	12.4 万人日分 0.6 万人	15.7 万人日分 0.8 万人	18.3 万人日分 0.9 万人	23.5 万人日分 1.1 万人	32.3 万人日分 1.5 万人
就労継続支援（B型）	90.7 万人日分 5.2 万人	123.5 万人日分 7.2 万人	134.4 万人日分 7.1 万人	170.4 万人日分 9.0 万人	234.8 万人日分 11.8 万人
療養介護	0.2 万人日分 0.2 万人	0.2 万人日分 0.2 万人	0.3 万人日分 0.3 万人	0.3 万人日分 0.3 万人	0.7 万人日分 0.7 万人
児童デイサービス	23.8 万人日分 4.2 万人	25.4 万人日分 4.5 万人	29.5 万人日分 4.2 万人	32.4 万人日分 4.6 万人	35.9 万人日分 4.9 万人
短期入所	18.0 万人日分 2.4 万人	18.3 万人日分 2.5 万人	22.0 万人日分 3.2 万人	24.2 万人日分 3.6 万人	28.0 万人日分 4.0 万人
共同生活援助 共同生活介護	4.8 万人日分 4.8 万人	5.3 万人日分 5.3 万人	5.9 万人日分 5.9 万人	6.8 万人日分 6.8 万人	8.3 万人日分 8.3 万人
施設入所支援	3.1 万人日分 3.1 万人	4.9 万人日分 4.9 万人	6.0 万人日分 6.0 万人	8.1 万人日分 8.1 万人	12.9 万人日分 12.9 万人

② 指定相談支援

種類	実績値		障害福祉計画における計画値		
	平成20年度実績	平成21年10月実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	0.2 万人分 0.2 万人	0.3 万人分 0.3 万人	1.6 万人分 1.6 万人	2.1 万人分 2.1 万人	2.9 万人分 2.9 万人

※1 各数値は、端数を四捨五入している。

※2 「平成20年度実績」は、平成21年3月サービス提供分、「平成21年10月実績」は、平成21年10月サービス提供分に係る国保連合会における支払データを集計したものである。

(2) グループホーム・ケアホームに係る都道府県毎の進捗状況について

障害者の地域生活への移行促進の観点から、グループホーム・ケアホームの利用者が着実に増加していくよう基盤整備を進めていくことが重要である。

障害福祉計画に係る全国の様子は(参考1)のとおりであるが、(参考2)として都道府県別の様子をまとめたので、特に平成23年度の計画値と比較して差が著しい都道府県においては、市町村と協同し基盤整備を推進するようお願いしたい。

障害福祉計画に係るグループホーム・ケアホームの進捗状況(都道府県別)

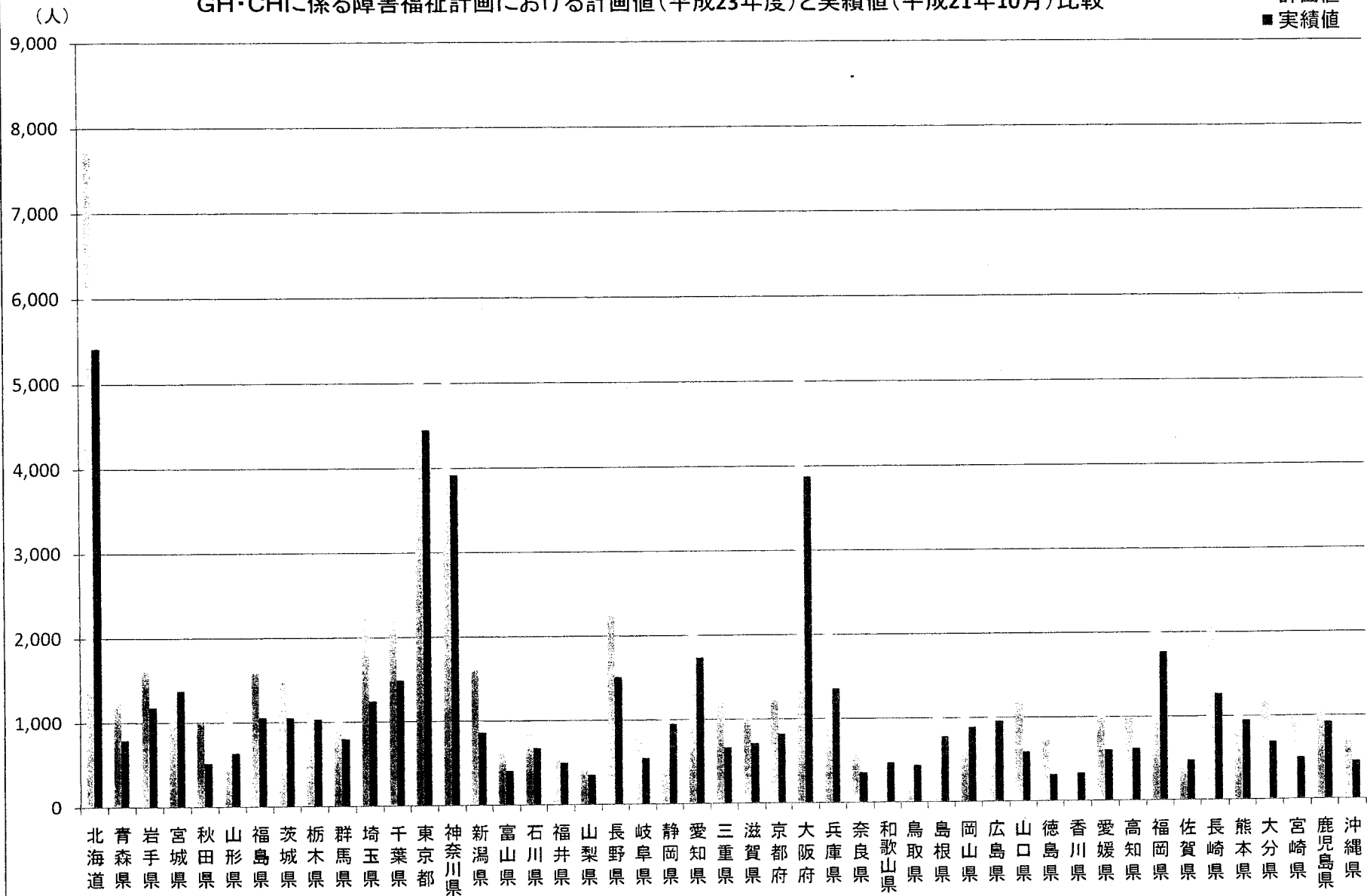
(単位:人)

	実績値(国保連データ)							障害福祉計画における 平成23年度 計画値(C)	差引(C-B)
	平成21年3月サービス提供分			平成21年10月サービス提供分			増加数		
	共同生活 介護	共同生活 援助	計 (A)	共同生活 介護	共同生活 援助	計 (B)			
北海道	2,832	2,059	4,891	3,375	2,039	5,414	523	7,726	2,312
青森県	318	394	712	373	420	793	81	1,294	501
岩手県	639	433	1,072	786	397	1,183	111	1,608	425
宮城県	937	349	1,286	1,059	319	1,378	92	1,913	535
秋田県	83	377	460	121	397	518	58	1,018	500
山形県	157	411	568	182	456	638	70	1,135	497
福島県	260	704	964	307	747	1,054	90	1,586	532
茨城県	409	486	895	546	502	1,048	153	1,476	428
栃木県	496	452	948	584	451	1,035	87	1,440	405
群馬県	218	493	711	291	506	797	86	1,377	580
埼玉県	737	348	1,085	873	370	1,243	158	2,505	1,262
千葉県	855	443	1,298	995	490	1,485	187	2,463	978
東京都	2,254	1,869	4,123	2,564	1,885	4,449	326	5,514	1,065
神奈川県	3,233	476	3,709	3,505	419	3,924	215	5,908	1,984
新潟県	410	390	800	491	371	862	62	1,610	748
富山県	66	286	352	88	317	405	53	670	265
石川県	227	403	630	249	428	677	47	889	212
福井県	226	189	415	329	176	505	90	560	55
山梨県	128	220	348	150	203	353	5	539	186
長野県	1,059	331	1,390	1,178	326	1,504	114	2,246	742
岐阜県	409	120	529	425	121	546	17	811	265
静岡県	397	423	820	517	433	950	130	1,450	500
愛知県	1,371	219	1,590	1,512	221	1,733	143	2,875	1,142
三重県	508	70	578	611	57	668	90	1,277	609
滋賀県	519	150	669	561	150	711	42	1,008	297
京都府	606	176	782	660	161	821	39	1,225	404
大阪府	3,386	327	3,713	3,601	282	3,883	170	5,959	2,076
兵庫県	865	321	1,186	1,038	322	1,360	174	2,811	1,451
奈良県	262	40	302	300	52	352	50	582	230
和歌山県	326	90	416	387	89	476	60	814	338
鳥取県	205	159	364	257	183	440	76	552	112
島根県	352	366	718	407	367	774	56	1,143	369
岡山県	368	396	764	505	379	884	120	1,361	477
広島県	400	391	791	555	399	954	163	1,437	483
山口県	241	314	555	295	293	588	33	1,247	659
徳島県	99	195	294	114	200	314	20	728	414
香川県	93	222	315	99	232	331	16	507	176
愛媛県	335	188	523	415	192	607	84	1,012	405
高知県	235	347	582	267	354	621	39	979	358
福岡県	554	927	1,481	826	942	1,768	287	2,833	1,065
佐賀県	199	239	438	233	247	480	42	678	198
長崎県	663	485	1,148	762	505	1,267	119	2,088	821
熊本県	213	642	855	268	678	946	91	1,882	936
大分県	91	553	644	133	558	691	47	1,183	492
宮崎県	261	213	474	287	214	501	27	971	470
鹿児島県	170	649	819	243	677	920	101	1,723	803
沖縄県	19	368	387	24	431	455	68	737	282
合計	28,691	19,703	48,394	33,348	19,958	53,306	4,912	83,350	30,044

の県は、都道府県障害福祉計画が未策定であるため、第1期障害福祉計画における平成23年度の計画値を計上した。

GH・CHIに係る障害福祉計画における計画値(平成23年度)と実績値(平成21年10月)比較

○ 計画値
■ 実績値



6 障害福祉サービス等の利用状況について

障害福祉サービス費等の利用状況を把握するため、厚生労働省において平成20年3月より、国保連合会における支払データを毎月抽出・集計し、審議会等資料に活用してきたところである。(当該データは各国保連合会より各都道府県へも提供されているものである。)

この度、平成19年11月サービス提供分から平成21年11月サービス提供分に係るデータについて、(参考)のとおりまとめたため、各都道府県においては自県データと比較する等により活用願いたい。

また、当該データは、今後厚生労働省のホームページ(「障害者福祉」－「統計情報」)に毎月データ更新したものを掲載することとしているため、定期的にご覧いただきたい。

なお、掲載のデータ更新は、サービス提供月より3か月後の月末(平成21年11月サービス提供分は4か月後の平成22年3月上旬)を目処に行うこととしている。

障害福祉サービス等の利用状況について

- ・障害福祉サービス費等の報酬については、市町村より委託を受け、平成19年10月から国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において事業者への支払事務を開始した。
- ・以下のデータは、国保連合会より支払いが行われた実績に係るデータより、利用者数等基本情報を抽出・集計したものである。

1 利用状況等の概況(平成19年11月～平成21年11月)

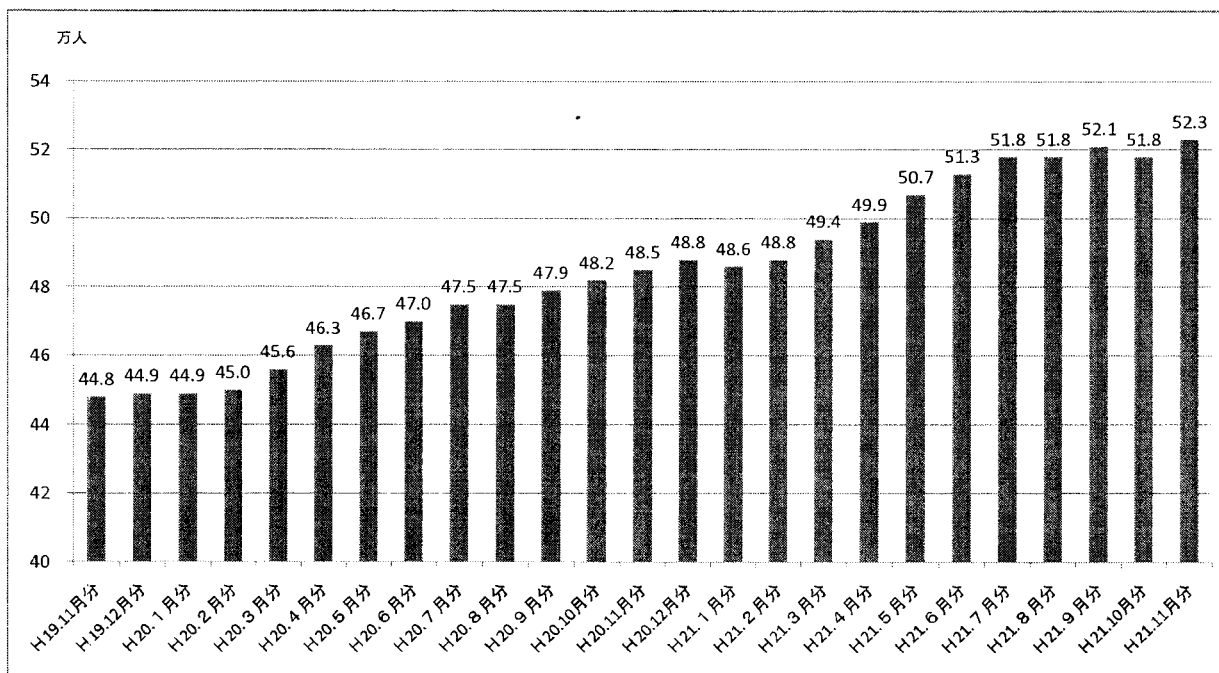
サービス提供月	利用者数(実数)(万人)	総費用額(A)(億円)	給付費(B)(億円)	利用者負担額(C)(億円)	事業運営安定化事業等助成額(E)	負担率(G/A)	補足給付費(億円)	1人当たり費用額(A/実利用者数)
H19.11月分	44.8	676.8	641.0	29.0	6.7	4.28%	20.6	15.1
H19.12月分	44.9	670.7	633.0	28.5	9.1	4.24%	21.2	14.9
H20.1月分	44.9	660.4	621.5	28.1	10.7	4.25%	21.0	14.7
H20.2月分	45.0	657.3	619.5	28.4	9.3	4.31%	19.9	14.6
H20.3月分	45.6	689.3	652.1	29.0	8.2	4.20%	21.3	15.1
H20.4月分	46.3	712.9	675.9	30.2	6.6	4.23%	20.5	15.4
H20.5月分	46.7	720.9	683.0	30.3	7.4	4.20%	21.2	15.4
H20.6月分	47.0	720.8	683.4	30.5	6.7	4.24%	20.6	15.3
H20.7月分	47.5	753.1	726.1	21.5	5.3	2.86%	21.2	15.9
H20.8月分	47.5	707.6	675.6	20.9	10.8	2.96%	21.0	14.9
H20.9月分	47.9	726.3	697.4	21.2	7.6	2.92%	20.6	15.2
H20.10月分	48.2	763.1	735.7	21.5	5.7	2.82%	21.3	15.8
H20.11月分	48.5	713.9	682.5	21.0	10.3	2.94%	20.6	14.7
H20.12月分	48.8	736.4	705.8	21.2	9.1	2.88%	21.2	15.1
H21.1月分	48.6	720.3	688.6	21.0	10.6	2.91%	21.1	14.8
H21.2月分	48.8	693.8	661.4	20.8	11.5	2.99%	19.3	14.2
H21.3月分	49.4	761.9	732.9	21.5	7.2	2.82%	21.2	15.4

サービス提供月	利用者数(実数)(万人)	総費用額(A)(億円)	給付費(B)(億円)	利用者負担額(C)(億円)	事業運営安定化事業等助成額(E)	負担率(O/A)	補足給付費(億円)	1人当たり費用額(A/実利用者数)
H21.4月分	49.9	825.1	797.4	21.8	5.6	2.65%	20.2	16.5
H21.5月分	50.7	817.5	785.2	22.0	10.1	2.69%	21.0	16.1
H21.6月分	51.3	863.6	835.9	22.5	4.9	2.61%	20.6	16.8
H21.7月分	51.8	888.9	866.9	17.2	4.5	1.94%	21.2	17.2
H21.8月分	51.8	834.2	807.1	17.0	10.0	2.03%	21.0	16.1
H21.9月分	52.1	842.8	817.6	17.0	7.9	2.02%	20.6	16.2
H21.10月分	51.8	873.6	850.1	16.9	6.4	1.94%	21.0	16.9
H21.11月分	52.3	840.9	814.3	16.9	9.4	2.01%	20.4	16.1

※「事業運営安定化事業等助成額(E)」欄は、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成分について請求・支払いが行われているものである。

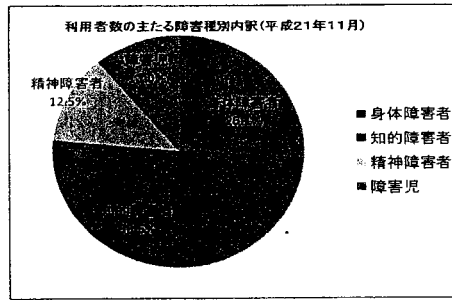
※各数値は、端数を四捨五入している。

(参考1) 利用者数(実数)の推移(平成19年11月～平成21年11月)

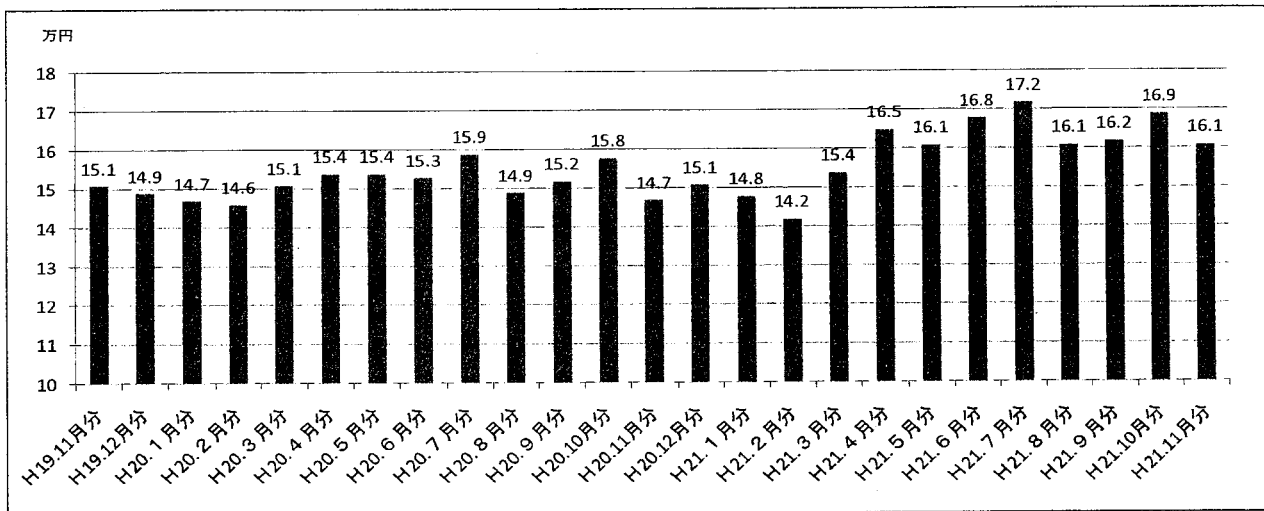


(参考2) 主たる障害種別毎の利用者数(実数)の推移(平成19年11月～平成21年11月)

サービス提供月	利用者数 (実数)計	利用者の主たる障害種別内訳			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
平成19年11月	44.8	12.6	23.5	4.0	4.7
平成19年12月	44.9	12.6	23.6	4.0	4.8
平成20年1月	44.9	12.5	23.6	4.0	4.8
平成20年2月	45.0	12.5	23.5	4.1	4.8
平成20年3月	45.6	12.6	23.7	4.2	5.1
平成20年4月	46.3	12.8	24.4	4.5	4.6
平成20年5月	46.7	12.8	24.5	4.6	4.6
平成20年6月	47.0	12.9	24.6	4.7	4.8
平成20年7月	47.5	12.9	24.7	4.8	5.1
平成20年8月	47.5	12.9	24.7	4.8	5.0
平成20年9月	47.9	13.0	24.8	5.0	5.1
平成20年10月	48.2	13.0	24.9	5.1	5.1
平成20年11月	48.5	13.1	25.0	5.2	5.2
平成20年12月	48.8	13.1	25.0	5.3	5.3
平成21年1月	48.6	13.0	25.0	5.3	5.3
平成21年2月	48.8	13.1	25.1	5.4	5.3
平成21年3月	49.4	13.2	25.3	5.5	5.5
平成21年4月	49.9	13.2	25.8	5.9	5.0
平成21年5月	50.7	13.4	26.2	6.0	5.1
平成21年6月	51.3	13.5	26.4	6.1	5.3
平成21年7月	51.8	13.6	26.3	6.2	5.7
平成21年8月	51.8	13.6	26.4	6.2	5.6
平成21年9月	52.1	13.6	26.5	6.3	5.6
平成21年10月	51.8	13.5	26.2	6.4	5.7
平成21年11月	52.3	13.6	26.4	6.5	5.7
(構成割合)	100.0%	26.1%	50.5%	12.5%	11.0%
1年間の利用者数の増加率(平成20年11月と平成21年11月の比較)	7.9%	4.5%	5.5%	25.5%	10.3%

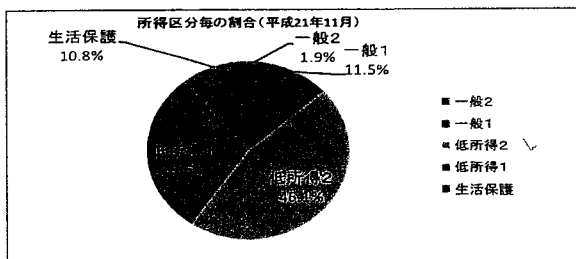


(参考3) 1人当たり費用額の推移(平成19年11月～平成21年11月)



(参考4) 利用者負担額等の状況(平成21年11月)

所得区分	平成21年11月				
	利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	1.0	1.9%	7.5	0.7	8.71%
一般1	6.0	11.5%	40.9	2.4	5.97%
低所得2	24.1	46.1%	494.9	12.1	2.45%
低所得1	15.5	29.6%	230.6	1.7	0.75%
生活保護	5.7	10.8%	67.0	—	—
計(平均)	52.3	100.0%	840.9	16.9	2.01%



(内訳)

入 所: 13.9万人
 GH・CH等: 5.6万人
 居 宅: 11.0万人
 通 所: 21.8万人

2 サービス種類毎の利用者数の推移(平成19年11月～平成21年11月)

	19年11月	19年12月	20年1月	20年2月	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月	20年7月	20年8月	20年9月	20年10月	20年11月	20年12月	21年1月	21年2月	21年3月
居宅介護	88,206	88,941	88,325	88,680	89,379	89,755	90,314	90,741	91,906	91,106	93,194	94,101	94,730	95,813	94,983	95,537	96,955
重度訪問介護	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	7,103	7,086	7,150	7,170	7,156	7,177	7,097	7,089	7,155
行動援護	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	3,564	3,591	3,592	3,694	3,769	3,831	3,738	3,806	3,956
重度障害者等包括支援	26	28	27	27	28	24	24	24	22	23	22	23	23	23	22	22	23
療養介護	1,963	1,969	1,966	1,962	1,970	1,984	1,964	2,022	2,026	2,026	2,024	2,043	2,050	2,048	2,039	2,042	2,032
生活介護	45,427	45,924	46,330	46,293	47,596	47,596	63,457	64,766	65,338	66,180	66,205	67,290	69,725	70,316	70,787	71,314	74,042
児童デイサービス	35,050	35,663	35,977	36,248	37,967	33,775	34,636	36,152	38,516	37,439	38,785	39,632	40,065	41,236	41,331	41,492	42,464
短期入所	21,762	21,011	18,679	19,388	21,621	20,727	21,627	21,678	22,971	24,085	22,445	23,597	23,528	22,831	20,656	21,062	23,878
共同生活介護	22,794	22,998	23,253	23,475	23,675	24,824	25,461	25,768	26,178	26,420	26,905	27,230	27,486	27,797	28,033	28,239	28,691
施設入所支援	15,019	15,306	15,715	15,727	15,891	25,277	25,893	26,207	26,625	26,859	27,125	28,739	29,070	29,211	29,751	29,967	30,917
共同生活援助	18,012	18,059	18,150	18,205	18,352	18,770	18,973	18,982	18,940	19,062	19,175	19,255	19,388	19,460	19,496	19,567	19,703
自立訓練(機能訓練)	2,174	2,188	2,177	2,201	2,237	2,367	2,425	2,431	2,425	2,417	2,498	2,461	2,501	2,491	2,479	2,463	2,527
自立訓練(生活訓練)	5,770	5,803	5,870	5,913	6,121	7,206	7,416	7,474	7,691	7,747	7,879	7,510	7,736	7,785	7,804	7,813	8,017
宿泊型自立訓練	56	57	63	62	65	86	88	86	92	89	76	106	102	94	77	81	92
就労移行支援	9,253	9,359	9,564	9,654	10,118	13,371	13,807	13,941	14,374	14,536	14,760	15,009	15,162	15,214	15,333	15,491	15,969
就労移行支援(養成施設)	276	275	272	271	118	235	238	233	227	176	224	221	222	222	221	220	110
就労継続支援A型	3,401	3,445	3,587	3,622	3,696	4,620	4,856	4,946	5,116	5,213	5,333	5,549	5,641	5,710	5,809	5,943	6,168
就労継続支援B型	28,340	28,503	29,186	29,426	30,446	40,613	41,988	42,442	43,349	43,678	44,627	47,020	47,842	48,576	49,265	49,617	51,514
旧身体障害者更生施設支援(入所)	3,443	3,421	3,408	3,421	3,440	2,984	2,971	2,967	2,956	2,933	2,940	2,882	2,870	2,859	2,860	2,802	2,847
旧身体障害者更生施設支援(通所)	372	373	370	376	371	339	322	342	351	352	359	366	366	376	374	377	383
旧身体障害者療養施設支援(入所)	24,131	24,125	24,048	24,034	24,032	21,758	21,742	21,642	21,600	21,646	21,641	21,347	21,258	21,103	20,871	20,785	20,312
旧身体障害者療養施設支援(通所)	906	897	905	896	909	845	863	874	861	854	859	813	777	789	779	778	778
旧身体障害者授産施設支援(入所)	7,826	7,612	7,481	7,468	7,458	6,651	6,613	6,553	6,437	6,418	6,374	6,255	6,189	6,153	6,136	6,149	6,073
旧身体障害者授産施設支援(通所)	6,977	6,974	6,842	6,832	6,855	5,979	5,975	5,917	5,917	5,907	5,910	5,693	5,689	5,633	5,595	5,578	5,535
旧知的障害者更生施設支援(入所)	81,517	81,328	81,085	81,070	80,753	74,801	74,346	74,249	73,885	73,751	73,746	72,447	72,416	72,308	71,776	71,847	71,327
旧知的障害者更生施設支援(通所)	20,586	20,378	20,213	20,106	20,245	17,559	17,442	17,466	17,307	17,219	17,250	17,001	16,849	16,943	16,726	16,766	16,859
旧知的障害者授産施設支援(入所)	10,197	10,174	10,170	10,139	10,118	9,247	9,245	9,235	9,163	9,184	9,095	8,980	8,963	8,934	8,906	8,898	8,790
旧知的障害者授産施設支援(通所)	51,928	51,836	51,517	51,337	51,210	46,992	46,796	47,109	46,411	46,298	46,350	45,622	45,346	45,464	44,885	44,802	44,555
旧知的障害者通勤支援	2,460	2,465	2,461	2,446	2,482	2,380	2,304	2,314	2,295	2,301	2,298	2,204	2,243	2,229	2,212	2,215	2,252
計	517,938	519,416	517,815	519,440	527,470	546,965	553,514	557,606	564,488	564,621	569,926	576,695	579,753	583,097	580,568	583,252	593,924
指定相談支援									1,975	2,032	2,100	2,161	2,224	2,281	2,286	2,316	2,380
指定相談支援を含む計									564,525	564,658	569,963	576,732	579,790	583,134	580,605	583,289	593,961

	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月	21年9月	21年10月	21年11月
居宅介護	96,789	97,575	99,044	100,202	99,800	101,269	100,815	101,996
重度訪問介護	7,013	7,117	7,238	7,283	7,278	7,346	7,306	7,345
行動援護	4,042	4,072	4,144	4,388	4,414	4,403	4,399	4,465
重度障害者等包括支援	23	26	24	25	25	24	26	23
療養介護	2,035	2,034	2,069	2,051	2,070	2,082	2,073	2,079
生活介護	96,655	99,010	100,206	101,531	101,827	102,871	105,121	106,618
児童デイサービス	38,363	39,689	41,878	44,338	43,650	44,683	45,165	46,208
短期入所	22,826	23,785	24,313	26,087	26,549	25,293	25,059	24,604
共同生活介護	30,350	31,348	31,822	32,148	32,544	32,994	33,348	33,926
施設入所支援	43,695	45,020	45,644	46,486	46,566	47,086	48,849	49,423
共同生活援助	19,679	19,985	20,143	20,055	20,147	20,225	19,958	20,114
自立訓練(機能訓練)	2,321	2,329	2,404	2,419	2,403	2,435	2,196	2,268
自立訓練(生活訓練)	8,545	8,758	8,875	8,855	8,869	8,937	8,336	8,408
宿泊型自立訓練	166	186	190	218	226	304	370	409
就労移行支援	18,000	18,596	18,818	19,084	19,019	19,055	18,266	18,518
就労移行支援(養成施設)	195	194	199	195	163	190	187	190
就労継続支援A型	6,823	7,171	7,342	7,494	7,654	7,815	7,900	8,233
就労継続支援B型	64,515	67,168	68,563	69,385	69,967	70,351	71,808	72,789
旧身体障害者更生施設支援(入所)	2,117	2,103	2,106	2,103	2,087	2,094	2,084	2,048
旧身体障害者更生施設支援(通所)	265	268	274	273	287	285	287	275
旧身体障害者療養施設支援(入所)	16,858	16,928	16,952	16,473	16,425	16,251	15,565	15,609
旧身体障害者療養施設支援(通所)	682	713	714	697	682	674	596	601
旧身体障害者授産施設支援(入所)	5,081	5,044	5,014	4,993	5,004	4,992	4,684	4,740
旧身体障害者授産施設支援(通所)	4,657	4,640	4,657	4,666	4,665	4,684	4,509	4,522
旧知的障害者更生施設支援(入所)	61,265	61,277	61,167	60,601	60,419	60,434	57,602	57,790
旧知的障害者更生施設支援(通所)	13,481	13,593	13,587	13,296	13,240	13,260	12,725	12,574
旧知的障害者授産施設支援(入所)	8,030	7,972	7,886	7,779	7,777	7,765	7,708	7,655
旧知的障害者授産施設支援(通所)	37,364	37,498	37,542	37,230	37,104	37,134	36,376	36,511
旧知的障害者通勤支援	2,194	2,109	2,133	2,123	2,116	2,086	1,981	1,942
計	614,029	626,208	634,948	642,478	642,977	647,022	645,299	651,883
指定相談支援	2,430	2,525	2,627	2,719	2,777	2,860	2,931	2,905
指定相談支援を含む計	614,066	628,733	637,575	645,197	645,754	649,882	648,230	654,788

(注) ・複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上している。
 ・指定相談支援については、平成20年7月分よりデータを抽出している。

3 都道府県別の利用状況(平成21年11月)

(単位:人)

サービス利用者数(実数)	サービス種類別利用者数(複数種類のサービス利用者は、各サービスに人数を計上している。)																		
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	共同生活介護	施設入所支援	共同生活援助	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援(養成施設)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	
北海道	37,310	5,060	331	415	0	100	6,520	5,726	962	3,443	3,869	2,071	75	467	36	1,149	17	829	5,379
青森県	7,786	998	48	4	0	78	1,164	552	229	385	577	412	41	324	16	353	5	189	772
岩手県	7,762	858	21	15	0	31	1,205	626	245	810	743	385	8	233	30	202	2	122	2,038
宮城県	9,778	1,849	54	42	0	65	1,030	868	446	1,068	285	318	85	127	10	391	3	171	1,199
秋田県	5,718	461	16	2	1	70	1,468	178	102	122	1,223	407	85	205	38	69	2	9	971
山形県	5,404	627	23	19	0	26	920	371	112	185	515	459	22	128	0	41	5	97	1,115
福島県	8,649	1,359	60	52	0	35	1,218	934	252	304	440	757	3	141	0	147	3	65	1,896
茨城県	10,825	1,344	36	18	0	41	3,261	1,273	453	546	2,241	500	32	491	19	780	5	111	1,246
栃木県	8,339	1,173	16	36	4	9	2,453	980	391	589	1,205	452	23	185	0	339	9	38	870
群馬県	6,826	1,154	45	45	0	7	1,193	210	210	292	642	517	5	6	28	125	3	15	379
埼玉県	18,184	3,729	182	355	0	60	4,118	938	834	917	2,533	369	100	172	4	790	22	119	2,528
千葉県	17,864	3,238	137	142	0	52	3,755	2,600	1,093	1,026	1,521	503	75	239	0	561	5	70	1,685
東京都	44,247	10,604	1,473	217	0	75	7,985	3,053	2,203	2,614	2,776	1,901	372	451	25	1,470	24	232	6,905
神奈川県	28,841	7,236	235	274	0	58	9,793	2,005	1,933	3,611	3,236	428	154	383	20	1,004	4	170	3,289
新潟県	9,825	1,565	29	124	0	93	1,121	582	483	501	384	381	16	262	15	546	3	95	1,539
富山県	4,406	391	15	0	0	13	456	280	154	87	121	317	9	153	0	104	0	28	1,049
石川県	5,264	668	5	34	0	34	715	369	174	251	275	435	38	150	0	203	0	48	733
福井県	4,372	450	19	7	0	13	706	249	101	330	372	184	4	106	20	473	0	454	497
山梨県	3,859	634	57	74	0	0	991	260	208	154	599	221	23	73	0	147	0	58	575
長野県	9,331	1,657	29	199	8	39	1,695	530	373	1,182	880	318	52	105	5	384	2	169	1,361
岐阜県	8,600	1,032	21	55	0	27	1,747	2,104	315	409	1,040	122	8	94	0	124	0	125	895
静岡県	12,231	1,723	83	92	0	26	2,972	541	769	517	1,585	396	41	158	0	524	5	247	2,977
愛知県	22,456	5,304	796	459	1	50	5,192	2,468	1,581	1,568	1,864	226	67	123	0	658	0	310	2,110
三重県	6,992	1,261	31	46	0	78	1,974	420	445	637	853	56	46	67	11	151	1	59	1,197
滋賀県	7,107	1,801	92	200	0	16	1,441	953	479	554	653	152	26	39	0	323	0	144	1,353
京都府	11,925	2,939	209	224	0	39	3,439	1,180	786	682	1,545	149	73	140	0	422	0	210	1,768
大阪府	35,913	12,368	1,594	234	6	59	8,850	1,860	2,572	3,680	1,975	295	151	358	0	1,469	0	135	3,714
兵庫県	21,214	4,982	553	104	0	61	5,700	1,124	1,378	1,047	3,290	313	141	417	0	616	22	233	3,143
奈良県	5,883	1,374	97	280	0	19	1,611	853	316	300	726	51	8	136	2	188	0	129	623
和歌山県	5,627	1,284	57	33	0	4	882	892	180	388	615	89	7	106	0	173	0	199	728
鳥取県	3,888	639	24	29	0	32	418	260	95	256	132	178	1	30	0	67	0	115	929
島根県	5,081	800	8	12	0	41	1,481	289	192	414	1,025	366	2	152	0	180	0	88	1,155
岡山県	9,168	1,479	124	43	0	33	1,708	1,777	244	493	1,116	398	6	50	0	314	1	302	1,314
広島県	11,492	2,483	107	97	0	79	2,770	1,165	709	503	1,394	402	64	80	0	322	0	290	1,378
山口県	7,019	896	39	1	0	22	1,573	503	182	301	1,065	327	33	186	19	214	1	76	1,372
徳島県	4,817	984	25	49	0	34	682	677	166	131	422	201	2	61	0	76	0	39	308
香川県	4,149	866	35	19	0	29	605	453	331	97	286	237	44	78	0	110	0	19	645
愛媛県	6,818	1,327	53	26	0	19	1,086	838	217	443	973	190	53	49	0	237	0	201	535
高知県	4,394	652	12	2	0	8	262	176	136	275	65	348	4	11	0	101	0	205	739
福岡県	21,520	5,091	132	93	0	162	4,147	666	848	834	1,852	957	71	407	7	653	22	389	2,620
佐賀県	4,144	561	16	53	0	7	684	186	105	238	427	248	7	44	1	151	4	69	733
長崎県	8,649	1,259	65	20	0	48	931	592	235	765	196	513	56	325	53	295	3	210	915
熊本県	9,739	1,222	96	1	0	70	1,003	759	313	282	611	679	22	205	1	374	3	673	1,255
大分県	6,674	1,331	17	69	3	62	428	402	195	125	207	567	55	111	0	179	2	256	1,223
宮崎県	5,425	861	34	4	0	39	916	325	212	286	429	212	6	78	0	266	4	79	767
鹿児島県	9,326	1,123	84	84	0	59	1,454	955	377	255	825	674	13	295	0	386	4	220	1,233
沖縄県	8,015	1,299	110	62	0	57	895	1,206	268	29	315	433	39	207	49	467	4	122	1,134
合計	522,856	101,996	7,345	4,465	23	2,079	106,618	46,208	24,604	33,926	49,423	20,114	2,268	8,408	409	18,518	190	8,233	72,789

	指定福祉支援										計	指定福祉支援	
	旧身体障害者更生施設支援(入所)	旧身体障害者更生施設支援(通所)	旧身体障害者療養施設支援(入所)	旧身体障害者療養施設支援(通所)	旧身体障害者授産施設支援(入所)	旧身体障害者授産施設支援(通所)	旧知的障害者更生施設支援(入所)	旧知的障害者更生施設支援(通所)	旧知的障害者授産施設支援(入所)	旧知的障害者授産施設支援(通所)			
北海道	205	52	1,354	13	410	137	4,681	1,273	485	1,738	230	47,027	128
青森県	47	10	314	12	117	91	1,567	303	103	618	39	9,368	11
岩手県	0	0	430	13	173	64	752	107	98	469	14	9,694	24
宮城県	47	0	217	0	69	142	1,257	823	34	1,047	17	11,664	77
秋田県	1	1	244	9	88	17	989	204	232	130	48	7,392	27
山形県	51	17	0	0	138	84	867	121	269	296	20	6,530	21
福島県	91	0	253	0	45	5	1,212	316	99	558	71	10,316	67
茨城県	1	0	53	0	94	43	918	142	134	563	0	14,345	58
栃木県	3	0	122	3	11	42	726	139	102	894	54	10,868	35
群馬県	32	0	121	0	118	93	1,593	141	58	951	129	8,112	19
埼玉県	14	1	263	9	190	157	1,939	615	300	1,507	7	22,772	50
千葉県	6	1	394	11	53	67	2,485	921	199	747	14	21,600	115
東京都	229	44	516	0	395	311	4,827	1,106	173	2,903	169	53,053	129
神奈川県	106	1	70	0	59	32	1,551	616	137	770	72	37,247	53
新潟県	44	10	385	26	23	192	1,772	212	34	957	20	11,414	108
富山県	43	0	236	10	120	94	898	195	112	157	0	5,042	42
石川県	3	0	335	19	60	36	807	33	223	644	25	6,317	36
福井県	91	0	175	3	77	34	493	71	140	231	65	5,365	21
山梨県	0	0	208	7	35	52	257	12	131	312	0	5,088	92
長野県	1	0	76	0	161	65	1,473	263	119	715	0	11,861	79
岐阜県	0	0	460	14	99	48	581	257	116	789	32	10,514	35
静岡県	124	5	350	0	62	43	1,095	484	32	498	43	15,392	65
愛知県	4	0	703	63	36	207	1,825	418	2	2,847	75	28,957	206
三重県	2	0	180	0	3	79	583	57	6	803	37	9,183	23
滋賀県	3	1	124	35	15	57	120	15	47	981	1	9,625	59
京都府	48	27	163	0	34	145	479	69	62	1,079	3	15,914	93
大阪府	88	23	810	20	66	252	2,287	663	85	2,244	92	45,950	383
兵庫県	14	0	256	0	104	148	1,657	509	175	1,746	32	27,765	90
奈良県	57	0	144	13	7	24	430	12	46	246	2	7,694	43
和歌山県	71	0	105	0	28	34	403	73	41	631	1	7,024	59
鳥取県	40	31	204	6	86	64	520	45	124	350	18	4,693	49
島根県	26	11	128	8	8	9	173	11	196	333	21	7,129	98
岡山県	44	5	486	1	66	93	589	166	122	378	41	11,393	85
広島県	67	0	384	24	205	138	651	125	225	910	77	14,649	53
山口県	13	1	139	0	161	14	1,016	107	121	418	34	8,834	

7 障害者総合福祉推進事業について

障害者自立支援法廃止後の新たな仕組み「障がい者総合福祉法（仮称）」の検討、制度施行のために具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組を踏まえた検討や実態把握を行うため、「障害者総合福祉推進事業」を創設する（平成22年度予算案）。

募集テーマ等の事業の詳細については現在検討中であるが、平成21年度中に公募を開始することを予定している。決定次第、各都道府県に通知するとともに、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定である。

（1）予算額

5億円

（2）事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体又は厚生労働大臣が特に必要と認めた団体（法人格のある団体に限る。）

（3）事業の内容

- ① 補助対象事業（想定イメージ）
 - ・ 難病等の「制度の谷間」にある者が利用することとなる福祉サービスの具体的な提供方向やサービス提供従事者の育成プログラムの開発
 - ・ 現行のサービスの支給決定プロセスを見直すことを前提にして、新たな支給決定ガイドラインの内容及び支給決定に携わる者の育成プログラムの開発
 - ・ 重度訪問介護の対象者の見直しに伴う、知的障害者・精神障害者等に対する居宅での見守りニーズへの対応方法の開発
- ② 採択方法
公募により募集を行った上で、外部有識者で構成される評価委員会において審査を行い、適当と認められた事業について採択を行う。
- ③ 補助率
定額（10／10相当）

< 企画課監査指導室 >

1 平成22年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

(1) 障害者自立支援法等に基づく指導監査

障害者自立支援法等に基づく指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号、第0426002号、第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

今後、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度ができるまでの間においても、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は極めて重要であることから、都道府県等においては、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらはサービスの根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であるので、これら情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

イ 平成22年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成14年3月28日障発第0328009号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づかずに認定している事例が依然として認められるので、障害程度認定基準に基づく的確な認定。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についての周知徹底。

(3) 精神科病院に対する実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき実施される精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健福祉法関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう適正かつ効果的な実地指導をお願いしたい。

2 平成22年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

障害者自立支援法に関する実地指導の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に対する指導監査

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務指導監査

精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実実施計画については、次のとおり重点事項を定め、公衆衛生関係行政事務指導監査として、別紙の実実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成22年度においても、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の実地検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病床の利用状況
- ウ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- エ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- オ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求等の処理状況
- カ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- キ 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

平成22年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [16]</p> <p>青森県 宮城県 茨城県 埼玉県 神奈川県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 山口県 高知県 福岡県 長崎県</p> <p>(指定都市) [6]</p> <p>横浜市 静岡市 京都市 堺市 広島市 北九州市</p> <p>[合計 22]</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、精神保健福祉法及び感染症法（結核関係事務に限る。）に関する事務についてのみ実施する。</p> <p>2 平成21年度に対象となった自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成22年度において追加して実施する場合がある。</p>